

## 実践女子大学・実践女子短期大学における公的研究資金の管理・監査体制に関する規程

平成 19 年 11 月 7 日制定

### (目的)

第 1 条 この規程は、実践女子大学・実践女子短期大学（以下「本学」という。）教育職員等の研究活動に係る公的研究資金の管理・監査体制に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (公的研究資金)

第 2 条 公的研究資金とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関等に配分する競争的研究資金（別表参照）をいう。

### (最高管理責任者)

第 3 条 本学に、本学全体を統括し公的研究資金の運営・管理について最終的な責任を負う最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、学長をもってこれに当てる。

3 最高管理責任者は、第 4 条に規定する統括管理責任者が責任を持って公的研究資金の運営・管理に当たることができるように努める。

### (統括管理責任者)

第 4 条 本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究資金の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を有する統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、財務部長、大学事務部長及び短期大学事務部長をもってこれに当てる。

### (適正な運営・管理及び基盤となる環境の整備)

第 5 条 最高管理責任者は、公的研究資金の不正な使用の誘発要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図るものとする。

2 最高管理責任者は、公的研究資金に係る事務処理手続きに関する規則を策定し、明確かつ統一的な運用を図るものとする。

3 規則の例外的な処理は、規則と実態の乖離を招く恐れがあるため、原則として認めない。

### (職務権限)

第 6 条 最高管理責任者は、公的研究資金の事務処理に関して、研究者と事務職員の権限と責任を明確に定め、本学関係者に周知するものとする。

2 事務処理については、責任の所在を明確にし、職務権限に応じた決裁手続きを行うものとする。

3 事務処理に関するガイドラインは、別に定める。

(公的研究資金の執行)

第7条 公的研究資金の執行に当たっては、研究者が個人の発意で提案し採択された研究課題によるものであっても、公的研究資金であることを教育職員等個々に理解させ、研究機関が管理する必要性を周知徹底し、遺漏がないように対応するものとする。

(援助・支援部署)

第8条 公的研究資金に関する教育職員等への援助・支援は、本学各事務部庶務担当がこれに当たる。

- 2 各事務部庶務担当は、公的研究資金の申請及び執行に係る事務を分掌する。
- 3 各事務部庶務担当は、公的研究資金の不正な使用を誘発させる要因の把握に努め、不正防止計画を策定し実施するものとする。
- 4 各事務部庶務担当は、公的研究資金に関して、学内外からの相談を受ける窓口業務を分掌する。

(納品検収業務)

第9条 公的研究資金の適正な運用を図るため、公的研究資金による購入物品に対して、各事務部庶務担当が納品検収を行う。

- 2 各事務部庶務担当は、納品伝票と現物を照合の上、納品伝票に所定の検収印を押印するものとする。

(監査体制)

第10条 公的研究資金の適正使用を監査するため、内部監査を行う。

- 2 内部監査は、本学全体の見地に立った検証機能を果たすべく、公的研究資金に係る発注・検収・支払の現場における現状を確認すると共に、帳票類の監査、機器備品の現物調査及び研究の遂行状況について、効率的・効果的かつ多角的に行うものとする。

(公的研究資金内部監査委員会)

第11条 前条に規定する内部監査を行うために、公的研究資金内部監査委員会（以下「監査委員会」という。）を置く。

- 2 監査委員会は、次の各号の委員をもって構成する。
  - (1) 内部監査室長
  - (2) 総務部長
  - (3) 総務部次長
  - (4) 財務部次長
  - (5) その他理事長が必要と認める者
- 3 監査委員会委員長は、内部監査室長をもってこれに当てる。
- 4 監査委員会は、監査の結果について、文書をもって最高管理責任者に報告するものとする。
- 5 監査委員会の事務は、財務部がこれに当たる。

(管理・監査体制の見直し)

第 12 条 最高管理責任者は、内部監査の実施結果を踏まえて、適宜、管理・監査体制の見直しを行い、必要に応じて統括管理責任者に運営・管理の改善を指示するものとする。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成 19 年 11 月 7 日から施行する。

## 競争的資金等一覧

- (1) 文部科学省の競争的資金
- ・科学研究費補助金
  - ・科学技術振興調整費
  - ・21世紀COEプログラム
  - ・キーテクノロジー研究開発の推進
  - ・地球観測システム構築推進プラン
  - ・原子力システム研究開発事業
- (2) 文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金
- ・戦略的創造研究推進事業
  - ・先端計測分析技術・機器開発事業
  - ・革新技術開発研究事業
  - ・独創的シーズ展開事業
  - ・産学共同シーズイノベーション化事業
  - ・重点地域研究開発推進プログラム
  - ・地域結集型研究開発プログラム等
- (3) 文部科学省の公募型の研究資金
- ・私立大学学術研究高度化推進事業
  - ・都市エリア産学官連携促進事業
  - ・知的クラスター創成事業
  - ・世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業
  - ・ゲノムネットワークプロジェクト
  - ・細胞・生体機能シミュレーションプロジェクト
  - ・ライフサイエンス分野の統合データベース整備事業
  - ・再生医療の実現化プロジェクト
  - ・個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクト
  - ・がんトランスレーショナル・リサーチ事業－革新的ながん治療法等の開発に向けた研究の推進－
  - ・次世代の電子顕微鏡要素技術の開発
  - ・知的資産の電子的な保存・活用を支援するソフトウェア技術基盤の構築
  - ・X線自由電子レーザー利用推進研究課題
  - ・革新的原子力システム技術開発公募
- (4) 文部科学省が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究資金
- ・地域研究開発資源活用促進プログラム
  - ・人道的対人地雷探知・除去技術研究開発推進事業
  - ・バイオインフォマティクス推進事業部
  - ・戦略的国際科学技術協力推進事業
  - ・先端研究拠点事業
  - ・アジア研究教育拠点事業
  - ・アジア・アフリカ学術基盤形成事業
  - ・日中韓フォーサイト事業
  - ・二国間交流事業（共同研究・セミナー）

\*平成19年2月現在（ただし、平成18年度終了事業を除く。）